

議案第 23 号

北本市都市公園条例の一部改正について

北本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 19 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市公園条例の一部を改正する条例

北本市都市公園条例（昭和 49 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 北本総合公園の項中

「

野球場	夜間照明
-----	------

」

を

「

野球場	夜間照明及びスコアボード
-----	--------------

」

に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 42 条関係）

有料の体育施設の利用料金の上限額

体育施設の名称	使用単位	利用区分	利用料金の上
---------	------	------	--------

及び使用区分				限度額	
テニスコート (クレイ)	1面	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	250円	
			上記以外の者	500円	
テニスコート (人工芝)	1面	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	400円	
			上記以外の者	800円	
多目的 広場	全面	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	1,700円	
			上記以外の者	3,400円	
	半面	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	850円	
			上記以外の者	1,700円	
	夜間 照明	全灯	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	2,800円
				上記以外の者	5,600円
半灯	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	1,400円		
		上記以外の者	2,800円		
野球場	全面	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	2,250円	
			上記以外の者	4,500円	
	夜間 照明	全灯	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	5,550円
				上記以外の者	11,100円
	半灯	1時間	北本市、鴻巣市及び桶川市に居住する者	2,750円	

			上記以外の者	5,500円
	スコア ボード	1時間	北本市、鴻巣市及び 桶川市に居住する者	900円
			上記以外の者	1,800円
管理棟内温水シ ャワー	1人1回につき100円			

備考

- 1 入場料等を徴収して利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額に2を乗じて得た額に、入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 2 夜間照明を利用する場合における当該夜間照明の使用単位は30分とすることができるものとし、その場合における利用料金の上限額は当該利用料金の上限額を2で除して得た額とする。
- 3 中学生以下の者で構成される団体（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）が利用する場合（夜間照明及びスコアボードを利用する場合を除く。）の利用料金の上限額は、当該利用料金の上限額を2で除して得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3に定める利用料金の上限額は、令和9年4月1日以後に施設を利用する場合について適用し、同日前に施設を利用する場合については、なお従前の例による。